

契 約 図 書

松くい虫駆除事業特記仕様書

第1章 総 則

第1 総 則

本業務の施行にあたっては、鳥取県松くい虫駆除事業仕様書（以下「仕様書」という。）及び設計図書によるほか、本特記仕様書によるものとする。

第2 目 的

本特記仕様書は仕様書を補足するとともに、本業務固有の仕様等を規定するものである。

第3 適用、優先順位他

- 1 本特記仕様書に規定のない事項等については仕様書による。
- 2 本特記仕様書に規定する事項は仕様書に優先する。

第4 事業概要

事業区分	事業量	施工地
特別伐倒駆除（枝条破碎）	177.800m ³	米子市・境港市
特別伐倒駆除（枝条破碎）	22.200m ³	中海干拓地
合計	200.000m ³	

第2章 特記仕様

第1 施工条件

（特別伐倒駆除）

- 1 本業務で駆除の対象とするものは、松くい虫被害木と認められるものとする。なお、必要に応じ不良木、不用木等の除去を指示することがある。
- 2 契約後、被害木について全量調査を実施し、本数、材積及び被害木の位置について令和8年11月30日までに報告すること。なお、調査については以下の項目を遵守すること。
 - ① 林尺等で被害木1本ごとの根元直径を測り、駆除野帳（仕様書別紙様式2）に記録すること。
 - ② 根元直径を測る部分は、伐倒を行う地際から10センチメートルの高さ（±3cm）とすること。なお、伐採後は再度根元直径を計測し、駆除野帳（仕様書別紙様式2）に記録し提出すること。
 - ③ 被害木の駆除にあたり、土地の所有者・管理者による承諾が必要となるため、図面上に被害木の位置を図示すること。
- 3 令和9年1月22日時点で伐倒が終了していない被害木について、令和9年1月29日までに施工地全体の被害木を調査し、区域ごとの被害本数と材積について報告を行うこと。
- 4 本業務では、区域内の松くい虫被害木を全量駆除することとし、一度駆除を行った区域内に新たに発生した被害木についても駆除の対象とする。ただし、駆除量については監督員の指示に従うこと。また、当初設計の平均根元直径および材積は想定されたものであり、実績により精算を行うものとする。
- 5 本業務の設計駆除数量及び、伐倒・枝払・玉切ほか作業歩掛の根拠とした駆除対象木の根元直径は見込み値であり、駆除野帳（仕様書別紙様式2）に基づく実績の根元直径及び駆除数量に応じ変更するものである。なお、駆除野帳は区域番号ごとにまとめること。
- 6 チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう荷番号を黒板等に記載し、その黒板とともに伐倒した被害木の積み込み状況を撮影し、管理資料を作成すること。
- 7 被害の状況により、施行地を追加する場合がある。
- 8 本業務により搬出対象となる樹幹部は、県内チップ工場へ搬出すること。また、本業務により搬出された松くい虫被害木と特定できるよう、伝票に業務名等を記載するとともに、搬出実績について、チップ材搬出実績一覧表（別紙）に取りまとめ、令和9年2月17日

までに提出すること。なお、搬出先は中部林産株式会社（西伯郡伯耆町久古）を設計しており、販売収入は1 t 当たり 3,500 円を見込んでいる。チップ原料引取料は販売収入として工事価格から差引精算する。

9 幹材積と枝条材積の算出については次の通りとする。

変更設計においては、チップ工場の出荷伝票に記載された幹重量から幹材積を算出し、式1により幹材積及び枝条材積を算出することとしている。

式1 幹材積＝幹重量（t）×換算係数 1.25

枝条材積＝全木材積－幹材積

10 トラックの運搬台数については、出荷伝票による重量の総和をトラックの規格で除して算出することとする。

11 移動式チップパーについて、所有しているチップパー・賃借したチップパーに関わらず、使用した日時、区域、使用者、運転時間を記録し整理しておくこと。賃借したチップパーは賃借期間がわかる書類を整理しておくこと。

12 前項の規定にあるチップパーの書類について、監督員が提出を求めた場合は、ただちに提出すること。

13 受託者は、委託事業量の9割の進捗率に達した場合、ただちに伐倒作業を中止し、監督員に報告しなければならない。

14 景観及び危険防止等の理由により、特定の箇所の被害木を優先して伐倒措置を行うよう指示することがある。その場合の施工手順等については、監督員の指示に従うこと。

15 通常の方法では安全に伐倒できない場合は、クレーンの使用等を検討するので、別途、監督員と協議すること。なお、通行規制が必要な場合は監督員との協議のうえ、適宜官公庁に申請を行うこと。

16 本業務の施工区域には米子市が設置している地籍図根点があるため、地籍図根点に影響を与えないよう施工すること。

17 チェーンソーオイルは、森林環境に配慮した植物性（生分解性）チェーンソーオイルを使用すること。

18 労働災害が発生した場合の対応として、迅速・的確な通報と救援のため、「とっとり森林緊急通報カード」を作成し、現地スタッフ全員がカード情報を共有すること。

第2 連絡打ち合わせ等

監督員と常に意志疎通を図り、疑問点及び、設計図書と現地状況の不整合等については、十分な連絡打ち合わせを行い、手戻りの生じないようにすること。

第3 施 工

（特別伐倒駆除）

1 一般事項

（1）実行確認

以下の項目、数量について監督員による実行確認を受けるものとする。

① 根元直径（伐倒本数に対する5%又は対数式による本数のいずれか小さい本数、かつ200本を超えない本数とし実行確認を行う。

式1 抽出本数＝ $68 \times \ln(\text{対象本数}) - 400$ ※ $\ln(x)$ は、 x の自然対数を示す。）

② ②枝条破碎状況（作業中を1回以上）

③破碎後の木片の厚さ及び敷厚（施工地毎に1か所以上）

（2）事業実績

駆除野帳（「鳥取県松くい虫駆除事業仕様書」第2の6の（1）別紙様式2）及びチップ材搬出実績一覧表は、集計作業が可能な電子データで提出すること。

2 作業後の清掃・片づけ

松林内を散策する人がいること、景観上も重要な松林であることに配慮し、現場の清掃・片づけを適切に行うこと。グラブ・不整地運搬車・移動式チップパー等の轍が深い場合は、今後の除草作業・散策等に支障のないよう埋め戻すこと。また、落下した樹皮についても見苦しくないよう清掃すること。

第4 他事業との調整

本業務は、県が実施する「弓ヶ浜地区松くい虫駆除業務（1工区）」及び「弓ヶ浜県有林維持管理業務」と施工区域が重複するため、相互の連絡調整を密にすること。

第5 積算の注意事項

- 1 本業務の単価について、鳥取県県土整備部土木工事实施設計単価表に係るものの単価適用日は令和8年9月10日とし、松くい虫等防除事業の単価を準用するものは、令和8年度松くい虫等防除事業実施単価（秋期）によるものとする。また、諸経費率は「森林整備保全事業設計積算要領の制定について」によるものとし、最新の改定状況は、https://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/gijutu/sekisan_kijun.html を参照すること。
- 2 本業務は、週休2日補正の対象であり、労務単価、機械経費（賃料）、共通仮設費率及び現場管理費率に補正係数を乗じるものとする。ただし、チップ材の運搬にかかるトラック運賃は週休二日補正の対象外とする。

第6 その他

- 1 地元関係者と十分連絡調整し、トラブル防止に努めること。また、業務場所に隣接する林地等へは無断で立ち入らないこと。
- 2 安全管理の徹底を行うこと。一般の方の通行頻度が高いサイクリングロード周辺において、チェンソー・グラブプル・不整地運搬車・移動式チップパー等の機械を使用する際は、特に注意を払い作業を行うこと。



とっとり森林緊急通報カード



現場名：（ ）

現場から 119	衛星電話の場合 119通報不可 右記番号へ	東部消防局 0857-23-0119
		中部消防局 0858-29-5124
		西部消防局 0859-35-1960

※救急車を呼ぶべきか判断に迷うときは「#7119」へ。専門家へ相談できる。

携帯電話の通信は可能ですか？	はい ・ いいえ
「いいえ」の場合、携帯電話が通信可能な場所 (作業開始前に記入)	

＜現場の位置＞・・・可能なら現場位置の緯度・経度をGPS等で測定し通報。ヘリ救助の必要性は消防が判断。

現場の位置※	緯度	経度
(測地系 WGS84)		

※携帯電話は必ずGPSを「ON」の状態ですべて119番通報する。

※通報場所が被災者の位置と離れている場合は、通報場所から被災場所までの距離や方角を必ず伝えること。

＜救急車と案内人の合流場所＞・・・作業開始前に記入。合流場所は「ゼンリン住宅地図」があれば記載する。
合流場所の住所がわかれば詳細に住所を記載する。

合流場所の説明（救急車はゼンリン地図を搭載しているのでゼンリン地図に記載のある場所を記入） 「どこから入って」「どこら辺のどこで」または、住所があれば住所で

(注:救急車は砂利悪路で走行不可なので、被災現場付近の未舗装道路は現場の軽トラック等により乗り換える必要あり)

＜被災者の情報＞・・・被災場所で携帯電話が通信できない場合のみ記入して、通信可能場所へ向かう。
被災現場で携帯電話が通信可能なら記入せず、速やかに119通報する。

氏名		年齢・性別	() 歳 男・女	血液型	()
被災部位	手・足・頭・その他 ()	ハチアレルギー	ある ・ ない ・ 不明		
容態・状態					
意識	ある ・ ない	出血	多 ・ 少 ()		
呼吸	ある ・ ない	顔色	普通 ・ 白い ・ 赤い		
骨折	ある ・ ない ・ 不明	服の色			

＜応急処置＞・・・被災者を安全な場所へ移し応急処置を行う！可能なら合流場所へ向けて搬送する！

○まずは・・・**我が身の安全確保！！**

○話しかけて意識がないときは、痛覚を刺激する。**意識がないときは119番通報する。**

心肺蘇生法

反応の確認

救急車の要請
119番通報

呼吸の確認

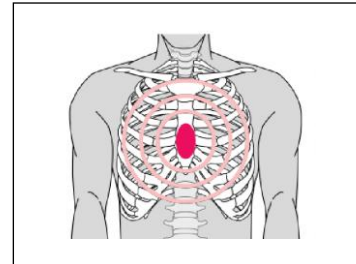
胸骨圧迫

- ★強く(約5cmの深さで30回)
- ★速く(100～120回/分)
- ★絶え間なく

人工呼吸(2回)



ヒジを伸ばし、真上から強く押す



圧迫位置



アゴ先を上げて
気道を確認

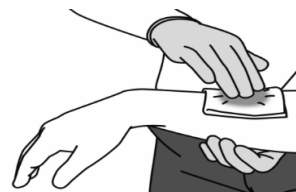


息を吹き込む
(胸がふくらむ程度)

直接圧迫止血法

○出血に対しては・・・清潔な止血帯・三角巾・タオル等を使用し止血する。

血液に触れないよう手袋等を使用し、
傷口をタオル等で強く押さえて圧迫する



熱中症対策

○令和7年6月1日から、事業体の熱中症対策が義務化されています！！

・・・冷却服・空調服の着用。こまめに休憩(インターバル)。

○いつもと様子が違うと思ったら、熱中症を疑う！！(ふらつき、生あくび、大量の発汗など)

○症状に応じて119番通報。判断に迷うときは「**#7119**」へ。専門家へ相談できる。

全身を急速冷却

- ★ジャケット等衣類を脱がせ、水をかける
- ★水分・塩分、経口補水液などを飲ませる

鳥取県松くい虫駆除事業仕様書

第1 共通

1 適用範囲

- (1) この仕様書は、鳥取県松くい虫駆除事業委託事務取扱要領（平成16年8月31日付森保第279号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて鳥取県が実施する松くい虫駆除事業（以下「事業」という。）の委託に適用する。
- (2) 委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、「鳥取県森林整備事業等業務検査規程」（以下「検査規程」という。）に従った監督・検査体制のもと、設計図書及びこの仕様書によって施工しなければならない。
- (3) この仕様書は、松くい虫駆除事業に関する一般的事項を示すものであり、個々の事業に対し特別必要な事項については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (4) 特記仕様書、設計図書、又は共通仕様書の間に相違がある場合、受託者は監督員に確認して指示を受けなければならない。
- (5) 受託者は、信義に従って誠実に事業を履行し、監督員の指示がない限り事業を継続しなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情で臨機の措置を行う場合は、この限りではない。

2 施工従事者

- (1) 事業に従事する者は、被害木処理に当たり必要な知識・技術を習得した者でなければならない。
- (2) 受託者は、施工前に作業従事者に対し、松くい虫駆除処理に必要な知識・技術講習を実施し、また、新規参入者への講習も適時に行うものとする。

3 事業現場管理

- (1) 受託者は、常に事業の安全に留意して現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受託者は、事業の施工中、監督員及び管理者の許可なくして流水及び水陸交通の妨害となるような行為、又は公衆に迷惑を及ぼす等の施工方法の採用をしてはならない。
- (3) 受託者は、事業箇所及びその周辺にある地上若しくは地下の既設物に対し、支障を及ぼさないよう必要な措置を講じなければならない。
- (4) 受託者は、薬剤及び油類等の危険物を使用する場合には、その保管及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講じなければならない。
- (5) 受託者は、事業現場に事業関係者以外の者の立ち入りを禁止する必要がある場合は、板囲、ロープ等により囲うとともに、立入禁止の標示をする等十分な措置を講じなければならない。
- (6) 受託者は、事業現場には一般通行人が見やすい場所に事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号、現場責任者名等を記入した事業標示板を設置しなければならない。
- (7) 受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに監督員に報告しなければならない。
- (8) 受託者は、施工に伴って発生した雑木、草等を野焼きしてはならない。
また、作業員等の喫煙場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。

4 施工計画書

- (1) 受託者は事業着手前に、次の事項を記載した施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、監督員がその他の項目について補足を求めた場合には追記するものとする。ただし、監督員の承諾を得た事項については、省略することができる。

ア 現場組織表
イ 施工方法
ウ 計画工程表
エ 施工管理計画
オ 緊急時の体制
カ 安全管理
キ 環境対策
ク その他

- (2) 受託者は、施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合は、そのつど変更に関するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

5 施工中の環境への配慮

受託者は、事業の施工に当たり、現場及び現場周辺の自然環境、景観等の保全に十分配慮するとともに、自然環境、景観等が著しく阻害される恐れのある場合及び監督員が指示した場合には、措置を講じ、監督員の確認を受けなければならない。

6 官公庁への手続

- (1) 受託者は、事業の施行に当たり、必要な関係官公庁その他の機関に対する諸手続は、迅速に処理しなければならない。
- (2) 受託者は、関係官公庁その他の機関に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、遅滞なく監督員に報告しなければならない。

7 諸法規の遵守

受託者は、事業の施工に当たり、関係法令及び事業に関する諸法規を遵守し、事業の円滑な進捗を図るとともに、関係法令等の運営・適用は、受託者の負担と責任において行われなければならない。

8 安全管理

- (1) 受託者は、事業の施工に当たり、常に安全に留意し現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。
- (2) 受託者は、施工期間における災害を防止するため、事業箇所及びその周辺のパトロールを実施するとともに、事業関係者による安全教育・訓練等を1ヶ月に1回以上実施し、関係する資料を整備するものとする。また、新規参入者の教育も適時に行うものとする。
- (3) 受託者は、使用機械、車両等の点検整備を行い、管理するものとする。
- (4) 受託者は、事業の施工中に事故が発生した場合、直ちに監督員に通報するとともに、事故の報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

9 事業中の検査又は確認

- (1) 受託者は、事業施工中において、設計図書で指定した事項又は監督員があらかじめ指示した事項については、監督員の検査又は確認を受けなければ、後続の作業を

進めてはならない。

- (2) 前1項の規定において、受託者は、監督員の検査及び確認に関する資料を整備しなければならない。
- (3) 受託者は、監督員が事業の進捗状況の報告を求めた場合はただちに監督員に報告しなければならない。
- (4) 受託者は、委託事業量の9割の進捗率に達した場合は、前項の規定にかかわらず、監督員に報告しなければならない。
- (5) 監督員が未処理の被害量の報告を求めた場合は、ただちに監督員に報告しなければならない。

10 事業検査

- (1) 検査に当たっては、専門技術者その他立会いを求められた事業関係者が、必ず立ち会って検査を行わなければならない。
- (2) 受託者は、検査のために必要な資料及びその他の措置について、検査職員の指示に従わなければならない。

11 後片付け

受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、事業検査に必要なものは監督員の指示に従って存置し、検査終了後に撤去するものとする。

第2 伐倒駆除

1 伐倒措置

- (1) 被害木（マツノマダラカミキリが付着しているマツ）の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際から10センチメートル（以下「cm」という。）の高さ（最大許容値プラス3cm・最小許容値マイナス3cm）で行う。なお、不整地運搬車の走行に支障等がある場合にあっては、10cm（±3cm）の高さで伐倒し、監督員の確認を受けた後、再度、伐り直すことができるものとする。
- (2) 葉色が赤色となっているマツに隣接した葉色に変化の見られるマツにあっては、必ず樹皮を剥皮して、ヤニの吹き出しにより、被害木であるか否かを判断し、伐倒措置を行うこと。
- (3) 被害木は景観及び安全上、急を有するものから速やかに伐倒措置し、その他監督員の指示に従って計画的に措置するものとする。
- ~~(4) 伐倒した被害木（以下「伐採木」という。）は、全表面に薬剤散布若しくはくん蒸が適切に行える程度の長さに玉切り、枝払いを行うこと。~~

2 薬剤散布作業

- (1) 前項において伐採木の幹材部及び枝条部が乾燥している時期にムラなく薬剤散布を行うこと。
- (2) 使用薬剤

ア 使用薬剤の種類及び希釈倍率

設計書に示す記載成分〇〇（〇〇%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を〇〇倍に希釈して使用する。

なお、木材用着色剤（乳剤用・油剤用）を添加し、良くかく拌すること。

記載例

乳剤：MEP（80%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を水で80倍に希釈して使用する。

油剤：MEP（40%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を灯油で40倍に希釈して使用する。

※木材用着色剤は、自然環境等に影響を与えない、色落ちしにくく発色の良いものを選択すること。

イ 散布量

駆除における薬剤の散布量は、駆除材積1立方メートル（以下「 m^3 」という。）当たり、乳剤の場合で15リットル（希釈液）、油剤の場合で10リットル（希釈液）とする。

ウ 使用期間

乳 剤 ○○年○月○日から ○○年10月15日まで

油 剤 ○○年○月○日から ○○年11月15日まで

3 くん蒸作業

(1) 集積措置

ア 集積土場はなるべく平坦に仕上げること。

イ 玉切りした伐採木や伐倒の際、飛散した枝条も集めて0.5 m^3 程度ごとに土場地面に密着しないように枕木等を入れ、集積すること。また、被覆ビニールシート（以下「シート」という。）を破るおそれのある枝条や突起物は中心部に積むこと。

ウ 集積完了後、集積群ごとに番号を付け、それをスプレー等で明示すること。

エ 集積材積について、シート内容積の確認を行うため、集積群ごとに容積（縦×横×高さ）を計測・算出し別紙様式1に取りまとめること。

オ シートの裾を土等で押さえ完全に密封できるように集積群周辺に溝切りを行うこと。

(2) 使用薬剤

ア 使用薬剤の種類

設計書に示す記載成分N-メチルジオカルバミン酸アンモニウム（50%含有）またはナトリウムN-メチルジオカルバマート（30%含有）を有効成分とする農薬登録を受けた薬剤を使用する。

イ 使用量

駆除における薬剤の散布量は、シート内容積1 m^3 当たり0.5リットルとし、くん蒸期間は14日間以上とする。

ウ 使用期間

○○年9月○○日から ○○年2月末日まで

(3) 薬剤処理措置

(1)において集積したものに(2)で指定した薬剤量をシート内容積に応じて直接振りかけ、直ちにシートを被せ、裾を土等で押さえ完全に密閉すること。

4 薬剤の管理及び取扱い

- (1) 受託者は、薬剤を使用する場合には、その管理及び取扱いについて関係法令の定めるところに従い、万全の対策を講ずるとともに、~~薬剤を使用する都度、日時、場所、使用量などを取りまとめ薬剤使用状況の管理資料を作成しなければならない。~~
- (2) ~~薬剤の散布にあたる従事者は、ヘルメット、マスク、ゴム手袋等を着用し、事故の無いよう安全作業に努めなければならない。~~
- (3) ~~駆除に使用した薬剤の空容器、シート等は、受託者が責任をもって産業廃棄物として適正に処理すること。~~

5 駆除済みの証

受託者は、駆除措置が終了した被害木の伐根に一連番号をナンバーテープ等を使用して明示すること。

6 駆除野帳

- (1) 受託者は、前項で明示した番号順に所在地、根元直径、幹材積、全木材積等を別紙様式2に記載し、提出すること。
- (2) 幹材積については、駆除立木の伐倒直前又は直後に根元直径を計測し、別紙「鳥取県マツ根株材積表」によるものとし、全木材積（駆除材積）は、幹材積の1.2倍とする。
- (3) 根元直径は、地際から10cmの高さの最小径を計測し、表皮を含むものとする。

7 写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

(1) 伐倒措置

ア 施工箇所の全景、及び枯損状況の代表部分を適宜撮影すること。

イ 伐採木の根元直径について、伐採木本数全体の5%以上（最大50本）を特定の直径階に偏らないよう撮影すること。

ウ 玉切り、枝払い、集積状況について、適宜、撮影すること。

エ 1の(2)の葉色の変化したマツを駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。

(2) 薬剤散布作業

全体本数量について、適宜、次により撮影し管理資料を作成すること。

ア 伐採木ごとに、散布日時、被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに散布状況を撮影すること。

イ 伐採木全体に薬剤散布していることが確認できるよう、上記アにあわせて、当該丸太を回転させ散布している状況を撮影すること。

ウ 使用薬剤等について、調合の都度、種類及び数量を撮影すること。

(3) くん蒸作業

集積群数の5%以上について、次により撮影し管理資料を作成すること。

ア 集積群ごとに集積完了状況を撮影すること。

イ 集積完了状況写真については、集積群番号及び体積が確認できるものを撮影すること。

ウ 集積群番号、くん蒸開始日、集積被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともにくん蒸開始状況を撮影すること。

エ シート被覆後に、シート設置状況、シート裾押さえ状況、散布薬剤量（ウで使用する容器の空容器）を確認できるものを撮影すること。

オ くん蒸終了後、集積群ごとに、適宜、シート撤去完了状況、撤去したシートを撮影するものとする（シート撤去日が確認できるようにすること。）。 *ただし、生分解性シートを使用した場合は不要。

（４）使用材料

使用薬剤については、検収時に数量が分かる状態で全量を撮影し、完了時には空容器の数量が分かる状態で全量を撮影する。

くん蒸作業に使用する被覆用ビニールシートについては、検収時及び完了時に数量が分かる状態で全量を撮影する。

（５）その他

その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

8 事業費

当該作業完了後、次のとおり事業費を変更するものとする。

（１）伐倒、枝払い、玉切り及び薬剤散布費

伐倒したマツの根元直径に応じて変更

第3 特別伐倒駆除

1 伐倒措置

第2の1（１）から（３）に記載のとおり実施し、伐倒した伐採木は、移動式チップパーで安全に破砕が行える若しくは確実に炭化が行える程度の長さに玉切り、枝払いを行うこと。

なお、利用促進としてチップ工場へ搬出するものは、末口6 cm以上、長さ2メートル（m）程度（上下限2割）に採材すること。

2 破砕措置

全木破砕においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条破砕においては搬出されない幹材部と枝条部について、周辺環境に配慮しつつ、移動式チップパーにより破砕後の木片の厚さが15ミリメートル（以下「mm」という。）以下となるように破砕し、林内に10 cm以下の厚さになるよう均一に散布すること。

なお、破砕漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

3 焼却措置

（１）全木焼却においては被害木の幹材部及び枝条部、枝条焼却においては搬出されない幹材部と枝条部について、消防署等関係機関に届出の上、周辺環境に配慮しつつ、確実に炭化させ、駆除対象害虫を殺虫することを第一義として焼却しなければならない。

なお、焼却漏れが無いよう、十分伐採現場を精査すること。

（２）焼却措置の実施に際しては、鎮火を確認のうえ現場を離れる等山火事防止に万全の措置をとること。

4 被害木の利用促進

（１）被害木をチップ工場等へ搬出する場合、原則として、県内のチップ工場等とし、破砕後の木片の厚さが6 mm（木材チップパーにより破砕する場合にあっては、15 mm。）以下となるように破砕することのできる工場等でなければならない。

なお、搬出の際は、事前に売買契約等を締結するものとし、令和9年3月12日までに破碎を完了することを条件としなければならない。

- ~~(2) チップ工場等へ搬入する際は、積み荷を特定できるよう荷番号をスプレー等で明示すること。~~
- ~~(3) チップ工場等に伐採木を搬入した場合、チップ工場等が発行する搬入伝票に売買契約名及び搬入荷番号を明記し、その都度（搬入伝票毎）搬入先工場担当者の検印を受けて、管理資料として整理すること。~~
- (4) 受託者は、チップ工場等への搬入時期を調整し、令和9年3月12日までに破碎を完了すること。

5 駆除済みの証

第2の5に記載のとおり明示すること。

6 駆除野帳

第2の6に記載のとおり作成する。

7 写真記録

次の事項について撮影し、管理資料を作成すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

(1) 伐倒措置

ア 施工箇所の全景、及び枯損状況の代表部分を適宜撮影すること。

イ 伐採木の根元直径について、伐採木本数全体の5%以上（最大50本）を特定の直径階に偏らないよう撮影すること。

ウ 玉切り、枝払い、集積状況について、適宜、撮影すること。

エ 第2の1の(2)の葉色の变化したマツを駆除する場合は、当該木のヤニの吹き出し状況を撮影しておくこと。

(2) 破碎又は焼却措置

伐採木本数全体について、適宜、破碎又は焼却日時、被害木番号を黒板に記載し、その黒板とともに破碎又は焼却状況を撮影し、管理資料を作成すること。

(3) その他

その他監督員が指示する状況等を撮影し管理資料を作成すること。

8 事業費

当該作業完了後、次のとおり事業費を変更するものとする。

(1) 伐倒、枝払い、玉切り及び薬剤散布費

伐倒したマツの根元直径に応じて変更

(2) 集材費

伐倒したマツの根元直径及び集材距離に応じて変更

(3) 運搬費

搬出先のチップ工場等が発行する伝票の重量に応じて変更

9 その他

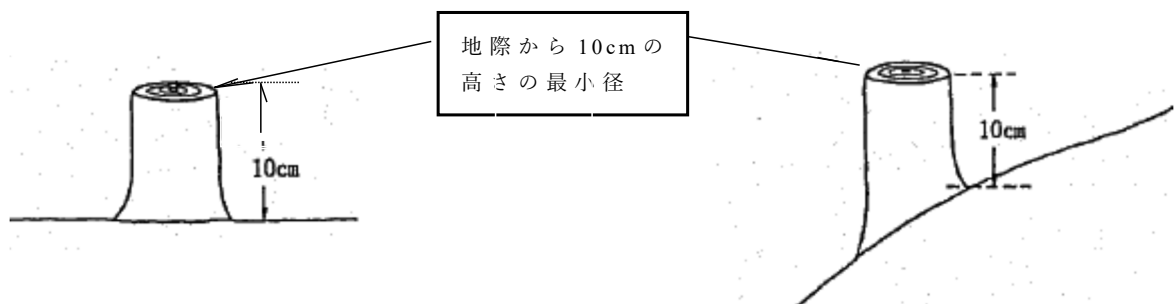
使用した移動式チップパー等の使用状況が確認できる書類を取りまとめること。

鳥取県マツ根株材積表

根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)		根元直径 (cm)	幹材積 (m ³)
4	0.002		38	0.661
6	0.005		40	0.757
8	0.011		42	0.861
10	0.020		44	0.973
12	0.032		46	1.094
14	0.048		48	1.120
16	0.068		50	1.216
18	0.092		52	1.315
20	0.122		54	1.419
22	0.157		56	1.526
24	0.197		58	1.637
26	0.243		60	1.752
28	0.296		62	1.871
30	0.355		64	1.994
32	0.420		66	2.121
34	0.493		68	2.252
36	0.573		※70cm以上は、毎木材積調査を行う。	

(根元直径の測定方法)

- 1 根元直径の計測は、2 c m括約とする。
例) 20.0 c mの場合、19.0 c m以上21.0 c m未満の範囲。
- 2 根元直径は地際から1 0 c mの高さの最小径（表皮を含む）とする。



く ん 蒸 野 帳

No.

施行主体		事業名			
年月日	年 月 日			作業責任者	
駆除場所					
集積群 番号	縦 (m)	横 (m)	高さ (m)	被覆内容積 (m3)	備考 (被害木番号)
計					

驅 除 野 帳

No.

[illegible]

現場説明書

1

令和8年7月10日以降調達公告適用

工 程	①（他業務等との調整） 弓ヶ浜地区松くい虫駆除業務（2工区）については、<u>弓ヶ浜地区松くい虫駆除業務（1工区）及び弓ヶ浜県有林維持管理業務</u>と関連するので相互の連絡調整を密にすること。 ②（部分完成、着工保留） _____については、_____まで_____〔すること、しないこと〕。 ③（作業時間） 本業務の施工時間帯は、昼間施工（8：00～17：00）を見込んでいる。 <u>人家に隣接する区域</u>の施工時間は、<u>9：00～17：00</u>とする。 ④（余裕期間設定工事） 本工事は、鳥取県余裕期間設定工事に係る実施要領（平成28年6月9日付第201600036328号県土整備部長通知）の対象工事であり、工事開始日、前払金の請求、技術者の配置及びその他の取扱いについては、同要領の規定による。 工期については、調達公告のとおりとする。 ⑤（鋼材の調達の遅れによる工期の延長） この工事の工期には、鋼材調達期間として、_____ヶ月を見込んでいるが、受注者の責に帰することができない事由により鋼材の調達が遅れ、工期内に工事を完成することができない場合は、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。 ⑥（週休2日補正） 本業務は、鳥取県県土整備部週休2日工事実施要領（平成30年3月12日付第201700297117号県土整備部長通知）の対象工事である。https://www.pref.tottori.lg.jp/277262.htmに掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規定に従い週休2日工事に努めること。 なお、治山工事及び林道工事の費用については、鳥取県治山工事及び林道工事における週休2日の取得に要する費用計上実施要領（令和6年4月26日付第202400033117号森林・林業振興局長通知及び第202400031869号治山砂防課長通知）によるものとし、港湾工事及び漁港工事の費用については、最新の工事積算基準の「港湾工事及び漁港工事における週休2日の取得に要する費用の計上について」によるものとする。
	①（用地、物件等未処理） 本工事区間の_____には_____があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、_____頃_____の予定である。
支 障 物 件	①（埋設物等の事前調査） 工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____）について調査済み〕である。 事前調査済みのうち本工事区域内で埋設が確認されている地下埋設物等は、（水道・下水道・電気・通信・ガス・その他_____）であるため、各管理者の立会を求めて埋設位置等の確認を行うこと。 その他埋設が想定される未調査の埋設物については事前に確認を行うとともに、管理者不明の埋設物等が確認された場合は、監督員に報告すること。 ②（支障物件） _____の施工に当って、_____が支障となっているが、_____までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所） 工事用地内の立木は伐採し、_____に置くこと。
公 害 対 策	①（低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち施工箇所：_____については、特に生活環境を保全する必要がある ので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年4月9日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：_____、施工機械：_____

安全対策	①（交通安全施設等） 一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の配置人員及び必要日数として、以下のとおり見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 交通誘導員A 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日 工事全体合計 人・日 交通誘導員B 人 交替要員 人 1日あたり合計 人 配置日数 日 工事全体合計 人・日 警備業法に規定する警備員を配置する場合においては、交通誘導員A、交通誘導員Bの定義は以下のとおりとする。 交通誘導員Aとは、警備業法第2条第4項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員をいう。 また、交通誘導員Bとは、警備業法第2条第3項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員A以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条で規定する以外の者とし、安全教育、安全訓練等を十分行うこと。この場合は交通誘導員Bを配置していることとみなす。
濁水処理	①（濁水処理） 工事で発生する濁水に対しては、濁水処理を行うものとし、その工法については、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合は別途協議すること。 また、舗装の切断作業時に発生する排水の処理についても、舗装の切断作業時に発生する排水の処理について（平成24年3月27日付第201100201443号水・大気環境課長通知）（https://www.pref.tottori.lg.jp/secure/1141896/120327hosousetudan.pdf）に基づいて適正に処理すること。
建設副産物の処理	【建設発生土（処理）】 ①（他工事等流用） 建設発生土は 市・町・村 地内の 工事現場に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。 ②（建設技術センター） 建設発生土は 市・町・村 地内のセンター事業所に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。なお、処理費として1m³当り 円をセンターに支払うこと。 センター事業所へ搬出する土砂の土質は、各事業所が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） ③（民間残土受入地） 建設発生土は 市・町・村 地内の に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。なお、処理費として1m³当り 円を に支払うこと。 民間残土受入地へ搬出する土砂の土質は、各受入地が指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） ④（土質改良プラント） 建設発生土は 市・町・村 地内の に運搬（片道運搬距離 km）するものとする。なお、処理費として1m³当り 円を に支払うこと。 土質改良プラントへ搬出する土砂の土質は、各プラントが指定している土質性状同等以上とすること。（土質性状（記載例）砂質土、コーン指数300kN/m²以上） 【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 ①（分別解体等） コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材は、現場内において分別解体するものとする。なお、その費用を下記のとおり見込んでいる。 コンクリート塊 1m³当り 円 アスファルト塊 1m³当り 円 建設発生木材 1m³当り 円 ②（他工事等流用） 〔Co雑割材・ 〕は、 市・町・村 地内 工事で使用するものとする。

③ (バイオマス発電燃料加工施設への搬出)

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____のバイオマス発電燃料加工施設への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し、1 t 当り_____円を見込んでいる。搬出先を変更する場合には、理由を付して協議を行うこと。

なお、公共工事で伐採する支障木は、一般木質バイオマスとして区分される。一般木質バイオマスであることは、立木の所有者(鳥取県)自らにより由来を証明することを基本とするが、伐採・運搬を行う者が由来を証明する場合は、鳥取県森林組合連合会が登録・審査した認定団体でなければならない。当該工事は、[所有者(鳥取県)・伐採・運搬を行う者]により由来の証明を行うこととしているため、着手にあたっては事前に監督員に確認すること。

④ (木材市場等へ売却)

建設発生木材は_____市・町・村_____地内の_____への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し_____円を見込んでいる。これは、他の木材市場等への売却を妨げるものではないが、売却先を変更する場合の理由を付して協議すること。

⑤ (再資源化施設へ搬出)

コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等は、再生資源として、下記の再資源化施設等への搬出を見込んでいる。これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが搬出先を変更する場合は理由を付して協議を行うこと。再資源化施設業者等と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。

なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。

(施設の名称・
受入れ費用) _____市・町・村_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円
アスファルト塊 _____市・町・村_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円
建設発生木材 _____市・町・村_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円
その他(_____) _____市・町・村_____地内の_____
(運搬距離_____km)、費用 1 t 当り_____円

(受入れ時間帯) _____8時～17時(平日)_____

(受入れ条件) _____ア 路盤材、土砂、金属片等が混入していないこと。

イ コンクリート塊、アスファルト塊の径は500mm以下であること。

ウ 建設発生木材に関しては、泥等の付着がなく、径_____cm以下、長さ_____m以下であること。

エ 2次公害発生の恐れのある物質(廃油等)を含まないこと。

⑥ (最終処理等)

_____については、_____市・町・村_____地内の産業廃棄物処理場への搬出(片道運搬距離_____km)を想定し、その費用として1 t 当り_____円を見込んでいる。

これは、他の施設へ搬出を妨げるものではないが、搬出先を変更する場合は協議を行うこと。

⑦ (産業廃棄物の処理に係る税)

産業廃棄物の処理に係る税に相当する額を、_____円見込んでいる。

⑧ (伐木工の数量)

伐木工は伐木工歩掛(平成27年8月12日付第201500076595号鳥取県県土整備部技術企画課長通知)に基づき参考数量で算出しているため、実績について見積もり等により監督員に協議を行うこと。

⑨ (建設発生木材の出来形数量)

建設発生木材の運搬量、搬出量は出来形数量に応じて設計変更を行う。そのため、次のとおり数量管理を行うこと。

工種	項目	規格	摘要
建設発生木材 運搬量	現場において運搬車の計測を行うこと。 平均的な1断面を計測。計測に当たっては、頂部に最低2箇所の折れ点を設けること。 断面積に荷台の延長を乗じて体積を算定する。	運搬車全数の測定を行うこと。また、10台に1台の割合で写真管理を行うこと。ただし、搬出台数が10台に満たない場合は、2台以上写真管理を行うこと。 なお、マニフェストで運搬量(体積(空m3))が確認出来る場合は、計測、写真管理は不要とする。	
建設発生木材 搬出量	マニフェスト又は伝票管理を行うこと。	運搬車全数の管理を行うこと。	伝票は処分業者が発行したものでなければならない。

⑩ (マニフェスト)

産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要である。

建設副産物の使用	①（建設発生土の使用）— _____工事から〔本工事運搬・相手方運搬〕の建設発生土を受入れ、使用箇所：_____に使用する。 ②（再生資材の使用）— ア Co雑割材は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 イ アスファルト・コンクリート切削殻等は、_____工事から運搬し、使用箇所：_____に使用する。 ウ 再生クラッシュラン〔規格：Re=_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 エ 再生コンクリート砂〔規格：RS=_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 オ 再生加熱アスファルト混合物〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 カ その他再生資材〔資材名：_____〕〔規格：_____〕は、使用箇所：_____に使用する。 キ 本工事において、再生クラッシュランの使用は上記ウに記載のものを想定している。当該碎石について、受注者が再生資源化施設側と供給状況等について協議し、再資源化施設側から書面により供給の確保ができない旨の回答があった場合には、他の再生碎石を使用することとし、設計変更の対象とする。その上で他の再生碎石の確保も難しいと判断された場合には、新材を使用することとし、設計変更の対象とする。 ク 本工事において、粒度調整碎石の使用は新材を想定している。ただし、受注者が再生材の使用を希望する場合には、受注者において供給状況を確認し、再生材の使用について協議することとし、設計変更の対象とする。
工事用道路	①（農地の一時転用について）— 本工事を施工するために必要な仮設道路等を農地に設置する目的で、受注者が農地を借地する場合は、事前に所轄農業委員会と協議を行い、農地法第5条第1項に基づく農地一時転用の許可を得ること。 【令和5年4月1日時点で、前工事等の請負業者が一時転用している農地を継続して利用する場合は、以下も記載する。（該当がなければ記載を削除）】 受注者は、前工事等の請負業者が農地一時転用している農地を継続して利用する場合、速やかに変更報告書を作成の上、所轄農業委員会へ提出し、工事完了後はその旨を連絡すること。 ②（農地の賃貸借）— ア _____の用途に使用するため、_____市・町・村_____番地を賃貸借すること。 イ 土地賃貸借契約書に「鳥取県との建設工事請負契約に基づき、土地の貸借権は鳥取県が有することとし、原状復旧の責は鳥取県が負い、受注者がその任に当たるものとする。」を明記すること。 ウ 賃貸人に賃貸借料を支払うこと。 エ 工事完了後、速やかに農地の原状に復旧すること。 オ イにより契約した地番における、農地一時転用許可は不要である。
その他	①（自社施工）— 本工事においては、（※）_____工（_____工を除く）のうち少なくとも_____千円までの部分は、鳥取県県土整備部自社施工対象工事適正実施要領に定めるところにより自社施工しなければならない。 ※該当する細別（レベル4）を記載する。 ②（業務名称） 工事標示板に記載する名称は、<u>弓ヶ浜地区松くい虫駆除業務（2工区）</u>とする。 なお、工事標示板には、原則として県産木材を使用すること。また、その他の保安施設等についても積極的に県産木材を使用すること。

③ (景観評価)

- ア 本工事は、鳥取県公共事業景観形成指針に基づく、景観評価対象事業〔である・ではない〕。
- イ 景観評価対象事業の場合、施工にあたっては設計図書によるほか、必要に応じて監督員と協議すること。

④ (工事成績評価)

- 【一般土木工事】 (該当しない場合は削除)
- 本工事は、工事成績評価要領第5の1に基づく工事成績評価の対象と〔する・しない〕。工事成績評価の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。
- 【建築・設備工事】 (該当しない場合は削除)
- 本工事は、工事成績評価要領〔第5の2・第5の3〕に基づく工事成績評価の対象と〔する・しない〕。工事成績評価の対象外とするのは以下の〔ア・イ・ウ・エ・オ〕に該当するため。
- ア 請負対象設計金額 (請負契約の対象となる部分の設計金額をいい、請負契約締結後に請負対象設計 金額を変更した場合にあっては、当初請負対象設計金額とする。以下同じ。) が、500万円未満の一般土木工事及び250万円未満の建築・設備工事
- イ 鳥取県の管理する道路 (道路法 (昭和27年法律第180号) 第2条第1項に規定する道路に限る。) ・河川・湖沼・港湾を維持し、修繕し、又は管理 (公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法 (昭和26年法律第97号) 第2条第2項に規定する災害復旧事業として行われるものを除く。) することを目的として発注された工事 (年間維持、港湾浚渫、河川掘削、伐開、塵芥処理工事)
- ウ 災害等の初期活動で緊急かつ迅速な対応が不可欠である緊急応急工事
- エ 機器の納品、部品取替等の建設工事 (融雪施設点検補修、道路照明灯点検補修、標識灯設置工事等)
- オ 工事目的物を伴わない建設工事 (旧橋撤去、残土撤去・運搬工事等)

⑤ (監督体制)

本業務の監督体制は〔一般・重点〕監督とする。

重点監督の工種は_____とし、その他の工種は一般監督とする。

なお、鳥取県建設工事低入札価格調査制度対象工事となった場合は、別途通知する。

⑥ (三者協議)

本工事は、(対象工事の区分を記載) 工事であり、工事着工までに、施工条件及び施工の留意点等を確認するため、発注者並びに当該工事の測量等業務受注者及び施工受注者の三者で協議するものとする。(重点監督工事等に適用)

⑦ (技能士常駐)

本工事には、下記のとおり鳥取県土木工事共通仕様書特記事項に基づく技能士常駐対象工種が含まれており、該当工種の作業期間は、技能士が工事現場に常駐しなければならない。

ア 技能士種別: _____ 技能士 _____、該当工種: _____ 工 _____、特記事項根拠: _____ 頁

イ 技能士種別: _____ 技能士 _____、該当工種: _____ 工 _____、特記事項根拠: _____ 頁

ウ 技能士種別: _____ 技能士 _____、該当工種: _____ 工 _____、特記事項根拠: _____ 頁

⑧ (電子納品)

情報共有システムを利用する工事は、原則として工事完成図書を電子納品すること。ただし、止むを得ない事情がある場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

情報共有システムを利用しない工事であっても、受注者が電子納品を希望する場合は、監督員と協議の上、電子納品対象工事とする。

電子納品に当たっては、<https://www.pref.tottori.lg.jp/171188.html>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県電子納品・情報共有運用ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に従い適正に納品すること。

オンライン電子納品を実施する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318010.html>に掲載された本工事調達公告日時点で最新のオンライン電子納品試行要領 (令和6年6月12日付第202400071599号技術企画課長通知) に従うこと。

⑨ (情報共有システム)

情報共有システム (以下「システム」という。) を利用すること。

ただし、情報共有システムの利用を希望しない場合は、監督員と協議の上、紙書類によることができる。

システム利用に当たっては、ガイドラインに従い適正に実施すること。

⑩ (寒中コンクリート)

本工事は、寒中コンクリートとして施工を行わなければならない期間があるので、適正に実施すること。なお、寒中コンクリートの養生費用については、「寒中コンクリートの養生費用について」 (平成23年12月7日付第201100123529号県土整備部長通知) に基づいて処理することとし、設計変更の対象とする。

その他の

⑪ (建設機械の賃料の採用単価)

建設機械の賃料について、ラフテレーンクレーン、高所作業車及び橋梁点検車は、通常単価を採用し、その他の建設機械は長期割引単価を標準としている。
通常単価を採用した建設機械〔無し・有り〕

⑫ (現場環境改善)

【災害復旧工事以外】(該当しない場合は削除)

本工事は、現場環境改善(率計上分)実施対象工事と〔する・しない〕

下表の内容のうち原則として各費目(仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携)ごとに1内容ずつの合計4つの実施内容を実施すること。

実施に当たっては、施工計画書に実施内容及び実施時期を記載し、実施後に監督員に写真等を提出すること。

地域の状況・工事内容により組み合わせ、費目数及び実施内容を変更する場合は、原則として設計変更は行わないが、その内容(目的に資するものであること)について監督員の確認を受けること。

1 内容も実施困難な場合は、監督員と協議の上、設計変更により率計上は行わない。

また、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分の計上ではなく、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

計上費目	実施内容
仮設備関係	1. 昇降設備の充実、2. 環境対策の充実 3. ICT設備の充実、4. 作業負荷の低減
営繕関係	1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む) 2. 労働者宿舍の充実 3. 現場休憩所の充実(交通誘導員待機室含む) 4. 衛生設備・厚生施設の充実
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設の充実 2. 盗難防止対策 3. 健康関連施設の充実 4. 野生生物・害虫対策 5. (港湾・漁港工事のみ) 防災訓練(地震・台風等の自然災害に対する訓練)
地域連携	1. 広報活動等(完成予想図、工法説明、PR看板等) 2. 見学会・イベント等の開催(見学施設等設置・管理運営等含む) 3. 社会貢献・地域対策費等(地域行事等の経費含む) 4. 現景観向上(美装化・デザイン看板等)

【災害復旧工事】(該当しない場合は削除)

現場環境改善費における主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用は、契約変更時に対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行う。施設・設備の種類や規模及び設置期間については、監督員と協議の上、決定する。

⑬ (熱中症対策)

熱中症対策について <https://www.pref.tottori.lg.jp/291941.htm> に掲載の熱中症予防対策資料を参考に熱中症予防対策を実施すること。

また、気象庁から高温注意報(最高気温35℃以上が予想される場合)が発表された日においては、作業の中断、作業時間の短縮を行うか、十分な水分・塩分の摂取のほか休憩場所の整備及び十分な休憩時間を確保するなどの熱中症予防対策を確実に実施したうえで作業を行うこと。

⑭ (現場管理費補正)

本業務は、治山事業及び林道事業における熱中症対策に資する現場管理費補正の試行要領（令和元年 7 月 31 日付第 201900109943 号農林水産部森林・林業振興局長通知及び第 201900108860 号県土整備部治山砂防課長通知）の対象工事である。

熱中症対策に資する現場管理費補正の適用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/318163.htm> に掲載された本工事調達公告日時点で最新の同要領の規程に従い、工事着手前に提出する施工計画書に、工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載すること。計測結果は施工計画書に基づき、計測結果の資料を工期末の 14 日前までに提出すること。

⑮ (日本芝生産地への配慮)

日本芝の生産に配慮した植生工について（令和 2 年 2 月 27 日付第 201900299342 号県土整備部長通知）（<https://www.pref.tottori.lg.jp/290178.htm>）に基づき、日本芝を生産するほ場と、その前後も含めたほ場に隣接する法面においては、植生工にバミューダグラスの使用を禁止する。

ア [張芝工・筋芝工] は、日本芝の [野芝・高麗芝] を使用すること。

イ [植生基材吹付工・客土吹付工・種子散布工・枠内吹付工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。配合種子は監督員と協議のうえ決定すること。

ウ [わら芝工・植生シート工・植生マット工] に使用する種子に「バミューダグラス」は使用しないこと。バミューダグラスの代替えの種子として〇〇を使用し、材料費として 1m² 当たり 〇〇円を見込んでいます。

⑯ (ICT 活用工事[受注者希望型(LightICT を含む)])

本工事は、受注者希望型(LightICT を含む)の対象工事であるので、最新の「ICT 活用工事特記仕様書（受注者希望型）」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/269460.htm> を参照すること。

⑰ (土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事)

本工事は、労働安全衛生規則第 2 編第 1 2 章「土石流による危険の防止」に定める、土石流が発生する恐れのある現場において行う工事である。

安全対策について、<https://www.pref.tottori.lg.jp/295476.htm>に掲載の「土石流の発生・到達するおそれのある現場での工事における安全対策について」に基づいて実施すること。

⑱ (標示板の設置)

本工事は「防災・減災、国土強靱化のための 5 か年加速化対策」に基づく工事であり、標示板の工事種類について「国土強靱化対策工事（5 か年加速化対策）」と標記すること。

標示板の記載及び記載内容については、道路・河川工事現場における標示施設の設置の徹底について（令和 3 年 6 月 1 日付け 国土交通省大臣官房技術調査課建設システム管理企画室長 事務連絡）を参考にすること。

⑲ (CCUS 活用推奨工事[受注者希望型]) 【災害復旧工事、受託工事は対象外（当該項目を削除する）】

本工事は、受注者希望型の対象工事である。CCUS の活用を希望する場合は、最新の「鳥取県建設キャリアアップシステム活用推奨工事（受注者希望型）特記仕様書」によること。

仕様書の改定状況は<https://www.pref.tottori.lg.jp/291820.htm> を参照すること。

⑳ (遠隔臨場)

本工事は、遠隔臨場の対象工事である。遠隔臨場の活用を希望する場合は、<https://www.pref.tottori.lg.jp/307254.htm>に掲載された本工事調達公告日時点で最新の「鳥取県建設工事・測量等業務の遠隔臨場に関する実施要領」によること。

その他

~~② (快適トイレの試行)~~

~~1. 内容~~

~~受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。~~

~~(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。~~

~~【快適トイレに求める機能】~~

- ~~(1) 洋式便器~~
- ~~(2) 水洗及び簡易水洗機能(し尿処理装置付き含む)~~
- ~~(3) 臭い逆流防止機能~~
- ~~(4) 容易に開かない施錠機能~~
- ~~(5) 照明設備~~
- ~~(6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等(耐荷重を5kg以上とする)~~

~~【付属品として備えるもの】~~

- ~~(7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示~~
- ~~(8) 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫~~
- ~~(9) サーターボックス(女性用トイレに必ず設置)~~
- ~~(10) 鏡と手洗器~~
- ~~(11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品~~

~~【推奨する仕様、付属品】~~

- ~~(12) 室内寸法900×900mm以上(面積ではない)~~
- ~~(13) 擬音装置(機能を含む)~~
- ~~(14) 着替え台~~
- ~~(15) 臭気対策機能の多重化~~
- ~~(16) 室内温度の調整が可能な設備~~
- ~~(17) 小物置き場(トイレットペーパー予備置き場等)~~

~~2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事、港湾工事、漁港工事以外】(該当しない場合は削除)~~

~~快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。~~

~~受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。~~

~~なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。~~

~~また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、現場環境改善費(率)を想定しており、別途計上は行わない。~~

~~2. 快適トイレに要する費用【災害復旧工事】(該当しない場合は削除)~~

~~快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。~~

~~受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】(1)～(6)及び【付属品として備えるもの】(7)～(11)の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000円/基・月を上限に設計変更の対象とする。~~

~~なお、設置基数は現場毎に必要性を協議の上決定すること。~~

~~また、運搬・設置費は共通仮設費(率)に含むものとし、積算上限額を超える費用については、別途計上は行わない。~~

その他

2. 【港湾工事、漁港工事】（該当しない場合は削除）

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。

【快適トイレに求める機能】（1）～（6）及び【付属品として備えるもの】（7）～（11）の費用については、従来品相当を差し引いた後、57,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）※1までを原則とするが、監督職員と協議により必要と認められる場合は、増設できるものとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）※1より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わないものとする。

ただし、海上運搬を伴う運搬・設置・撤去費用については、別途共通仮設費に積上げ計上※2するものとする。

※1 施工箇所が点在する工事など、トイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

※2 快適トイレの海上運搬費用については、1回あたり当該工事で使用する作業船供用損料0.5日分の費用を計上するものとする。なお、他の資材と混在して運搬する際には、快適トイレ個別での運搬費用は計上しない。

3. その他

快適トイレの手配が困難の場合は、監督員と協議の上、試行の対象外とする。

②（大型コンクリートブロック積擁壁）

大型ブロック及び基礎コンクリートは〇〇〇〇〇〇（製品名を記載）（以下「想定製品」という。）同等以上の品質を有すること。なお、想定製品以外の製品を使用する場合は、その製品に合わせた構造図、展開図等の作成及び擁壁高が8.0mを超える場合は地震時の安定性の検討を行い、事前に監督員の承諾を得ること。

③（けんせつトリピーのデザイン使用）

鳥取県が著作権を有するけんせつトリピーのデザインは、工事看板、工事案内チラシ等、工事をPRする目的に無料で使用できるので、積極的に活用すること。使用に当たっては、鳥取電子申請サービスから届出を行うこと。（届出送信後は、すぐに画像データを使用可能となる。）鳥取電子申請サービス<https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/>（けんせつトリピーで検索）



④（下請契約等）

下請契約を締結する場合は、最新の鳥取県建設工事における下請契約等適正化指針（<https://www.pref.tottori.lg.jp/211686.htm>）に基づき、適正な下請契約とすること。

また、適切な賃金水準の確保と社会保険等への加入の徹底に努めること。

（<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/873746.htm#itemid873746> 参照）

⑤（中東情勢の変化に伴う建設資材の設計変更）

本工事は、供給の偏りや流通の日詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下「調達検討資材」という。）の調達に必要な経費について設計変更の対象工事である。

設計変更を希望する場合は、調達公告時点で最新の中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更要領（<https://www.pref.tottori.lg.jp/117322.htm>）に基づき、監督員と協議すること。

本工事における調達検討資材は下表を想定している。なお、これにより難しい場合は、監督員と協議すること。

調達検討資材

資材名	規格	設計数量	単価適用年
塩化ビニル管	φ〇〇mm	〇〇m	R〇. 〇
塗料用シンナー	〇〇用シンナー	〇〇L	R〇. 〇

※工事内容に応じて調達検討資材を記載すること

①（伐倒方向）

国道431号の両側の松林で伐倒する時は、国道側へ倒れないよう伐倒すること。

②（ボランティア活動）

- ア 区域番号 1～19 においてボランティア団体等が植栽等の活動を行っている。基本的には土日に行うが、平日に活動することもあるのでその場合は活動区画で作業を行わないこと。ボランティア活動日以外でも団体の人が見回りに来たり、一般者が入り込むことがあるので安全に最大限留意して作業すること。
- イ 「弓ヶ浜県有林維持管理業務」において、ボランティア団体が集めた枝条をチップ破砕する作業を行っている。本業務で破砕する枝条と混同しないよう、既に枝条を集積している箇所には集めないこと。

③（サイクリングコースの通行）

- ア 国道431号の海側にはサイクリングコースがあり、松林に進入するにはサイクリングコースを横断する必要があるが、進入口はチェーンが掛かっており施錠されている。また、一部区域は海岸浸食復旧工事（サンドリサイクル）関係の施錠もされており、二重で進入できなくなっている箇所がある。それらの鍵を貸し出すのでそれを利用して進入すること。ただし、進入した後は一般車等が進入しないように再度施錠してから作業すること。
- イ サイクリングコースへの車両の進入は 4t を上限とし、舗装を傷つけないようにすること。

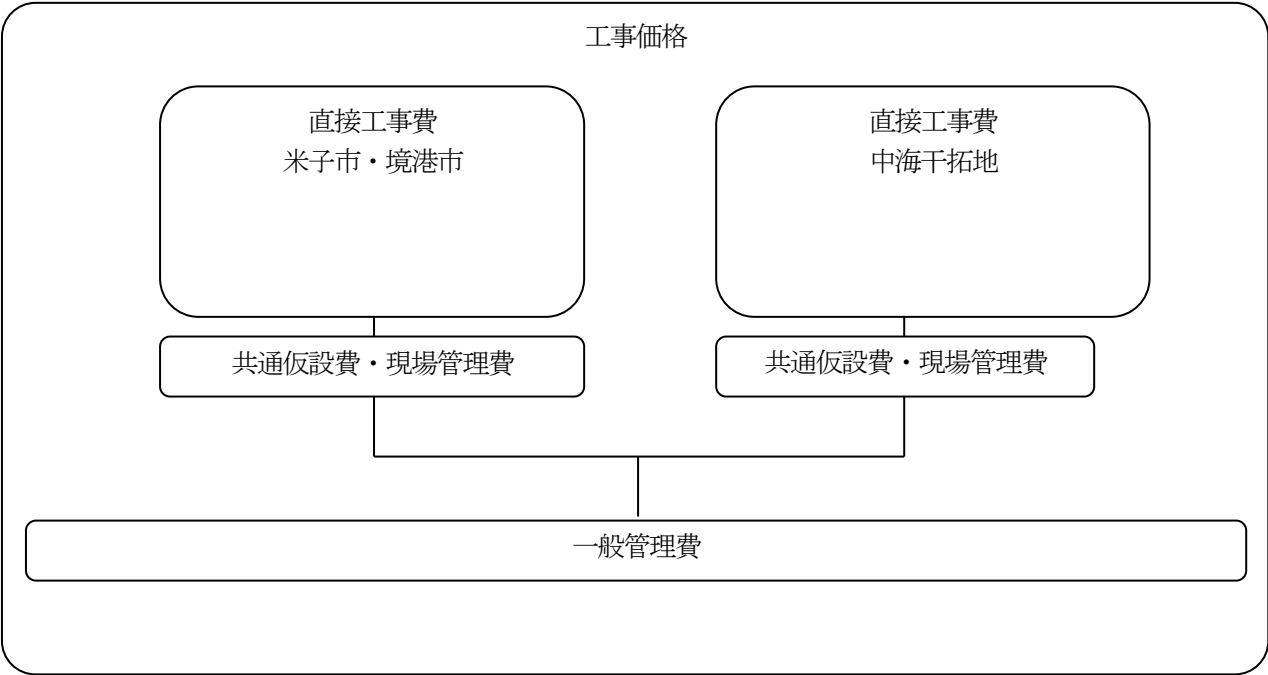
施工箇所が点在する工事の間接工事費の積算方法 現場説明書

本業務における共通仮設費、現場管理費の金額は、業務箇所毎に算出した共通仮設費及び現場管理費を合計した金額としている。なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正(大都市、施工地域等)については、業務箇所毎に設定している。

箇所区分	施工箇所名
1	米子市・境港市
2	中海干拓地

※業務箇所及び施工箇所の配置は別紙位置図のとおり。

《工事費体系イメージ図》



弓ヶ浜地区松くい虫駆除業務(2工区)

数量総括表

工種	種別	被害木特定(本)	駆除材積(m3)	チップ用材 運搬重量(t)	備考
特別伐倒駆除	枝条破碎	1,059	200.000	97.40	—